

寛政三年信濃国松本藩大町組長吏組頭「永代留書帳」について

山 本 英 二

「永代留書帳」は、信濃国松本藩大町組の長吏（穢多）組頭を世襲した又四郎・又次郎親子が、二代にわたって書き記した史料である。丁数は、墨付五七丁、表紙と裏表紙は厚手の楮紙で、麻紐・四つ目綴じの堅帳である。寸法は、タテ三一・四cm×ヨコ二一・八cmで、大判の美濃紙を用いている。本史料は、信濃国古文書第二輯として信州大学人文学部日本史研究室に所蔵されている。収蔵の契機は、一九六七年三月十三日に、「信濃国古写絵図」一点、「保高組柏原村絵図」二点、「長尾村古文書」二点、「寛文度水帳之写」一点、「信陽城主得替記」三点とともに、松本市内の古書肆を通じて購入されたことによる（登録番号人六一〇五三番）。

ところで松本藩領における被差別民関係史料は、藩の頭役を勤めた出川の彦太夫家文書が散逸しており、必ずしも良好な残存状況とは言いがたい（塚田正朋『近世部落史の研究―信州の具体像―』部落問題研究所、一九八六年）。その点、「永代留書帳」は、これまで判然としなかった松本藩における被差別民の具体像を知るうえで、大変貴重なものであるといえよう。

記されている内容年代は、安永八年（一七七九）から天保四年（一八三三）までの五四年間にわたっている。ただし表紙に寛政三年（一七九一）正月吉辰とあるように、実際に「永代留書帳」が記

され始めたのは寛政三年のことであり、安永八年から寛政二年までの記事については、過去にさかのぼって改めて書かれたようである。というのは、寛政二年（一七九〇）十二月に、両度の火災により住居を失った又四郎が、家作普請のために大町組に合力を願い出ている記事があるからである。『大町市史』第三巻・近世（大町市、一九八六年）によると、大町では天明五年（一七八五）と同七年（一七八七）に大火があったことが確認できる。この時、又四郎も被災し、家屋とともに文書一切を失ったと想像される。

執筆者は、又四郎が文政八年正月七日に死去していることから、文政七年（一八二四）以前の大半を又四郎本人が、文政八年（一八二五）以降は、ほぼ又次郎が記したものと推測される。これまで信州では、被差別民自身が書き記した古文書は、ほとんど発見されておらず、彼らの識字能力を考えるうえでも重要である。「永代留書帳」には、当て字や誤字がしばしば見られることから、あるいは親から子へと文字が学習されていたのではないかと思われ、被差別民のリテラシーの一端を知りうる。

記載内容は、被差別民の生活全般にわたる多彩なものである。なかでも長吏の旦那場に関する記述が豊富である。又四郎が「寄物」と呼んでいる夏秋二度の貰い受け、それに吉凶の勸進行為や寺院で

の祭礼に際しての礼物貰い受けなどは、じつに詳細に記されている。また又四郎が組頭として果たした職務や、被差別民が果たしていたさまざまな役負担、たとえば松本城の堀掃除役、太刀取などの仕置役、又四郎の自宅に隣接して設置されていた牢の再建・修理、盗賊の探索などの捕吏役、寺院での回向の時に行なわれた見世物の警護役、といった具体相が逐一記される。なかでも文政八年、松本藩に起こった百姓一揆・赤藁騒動の鎮圧に出勤した際の記述は、臨場感あふれるものとなっている。ほかに又四郎が「小屋者」と呼んでいるものたちの林番や官番役の記載、「力」と呼ばれる被差別民の存在も知ることができる。ただしこれらの諸役が、必ずしも順調に行なわれていたわけではなく、しばしばトラブルを起こしている。おそらくこうした日々惹起する諸問題に対応するために、いわば備忘録として権利関係を中心に記されたのが「永代留書帳」なのである。これを裏付けるように、冒頭に記された記事は、又四郎が「組頭箱」に入れられていた文書を控えていたものばかりである。「組頭箱」とは、松本藩領内の行政支配単位である組毎に置かれていたと推定される長吏組頭によって回り持ちされていた文書引継ぎ箱だろう（寛政十二年二月八日「覚」参照のこと）。最近とみに進展した史料管理学では、村や町、大名文書の文書管理に関する研究が豊富に蓄積されてきたが、被差別民の文書管理については、ほとんど指摘されていない。この点でも「永代留書帳」は興味深い。

なお本史料の解説は、一九九五年から二〇〇一年まで信州大学人文学部において開講された「地域文化変動論演習Ⅰ」受講生の成果によるものであることを特記しておきたい。ただし翻刻に際しての責任は山本にある。また翻刻にあたって、プライバシー尊重の観点から、記載の一部を伏字としたことを断っておく。

史料・寛政三年永代留書帳

〔表紙〕
寛政三年 亥年

永代留書帳

正月吉辰

覚

又四郎扣

一、安永八年亥ノ十一月六日、大町寄合所ニ而、金子壱両九百六拾七文借用申罷有候、不残御貰ひ、役元借用皆済致由ニ仰被下候、此上廿九文申請、△壱両壱貫文御かうりよく申請候也、

庄屋 半 兵 衛様 組頭 清右衛門様

同 次郎右衛門様 同 市郎右衛門様

右書付、組頭箱有、

覚

一、天明元年丑十二月七日、御領内牛馬之皮直段相定り申候、此節他所へ皮うり候者過料、高直ニかい取者、其外他之旦那ニ而盜取者一切過料、万事牛馬之皮をきて、此節相定り申候、改而書付組頭箱ニ入置申候、

覚

一、天明二年寅五月廿三日、当大町あら町ニ而、大工又右衛門殿ぞく難之節、相頼れ詮義致申候、此節盜賊新八・十万石之かや村九兵衛ト申者、兩人ニ而雜物百三拾品盜取、いな尾沢山入ニ隱置、廿四日之夜八ツ時ニ雜物取出し、罷かへり申候、右新八・九兵衛兩人召連、又四郎壱人ニ而、夜山入迄罷越、なんなく罷かへる、又右衛門殿方、右之通りニ御座候、

扣

覚

一、同寅九月五日夜、当九日町か次屋長左右衛門殿賊難之節、相頼レ詮義致申候、此節盜賊新八・菊之丞・政八三人ニ而、美類六拾品盜取、此節大町村へ妻子預り罷有申候、妻子供扶持方、御上様を被下候、此節相濟候而後、又四郎へ御ほうびト而青差三貫文為下被置申候、八日町左五右衛門殿取次ニ而申請候、御聞合ニ御役所へ、六日罷出申候、こまかくハ出川ニ扣有、

覚

一、天明二年丑ノ年二月十一日、当番御庄屋元へ拙者罷越御頼申候ハ、私事数代御当所ニ下役被仰付難有是迄相勤来り申候、然所、御用被仰付候儀ハかくへつ、町方迄之用事相達申候故、古来ハ町方徳分無之、町方頭立之分へ年礼致候義ヲ諸科（料カ）致候得共、其外水ノミ百性之分おんぶん無御座候ニ付、一切ニ寄せ物願致候得共、新方ト有而永代ハ不叶、五年年起（季）を切て寄せ申候、此節大きやう年罷有、又々五年御願申、都合拾年よせ申候、此時秋なつ入而尅年ニ三両計ツ、ニ相成申候、拾年過申候ト御礼申、又々渋ぢやう御座候節ハ、御願之所仕可申候ト相止申候、此願書組頭箱有、改而左（右）之通り勤可被候、

□□又四郎孝道（花押）

廿六歳

一、（後筆）右町方両度寄せ物、文化七年千秋迄よせ申候へ共、同末ノ春、

寄合所ニ而田地申受候ニ付、此事物やみ申候、

文化八末二月改扣置、

覚

一、天明四年辰壬正月七日、大きやう年ニ付、所庄屋元へ願出、御上様江御拝借御願被遊被下候ト申候所、当役元ニ而評義之上、御

拝借ハ相濟候得ハ、無致方当村役人中ニ而貰ひ、下村中へ金子、私江式両沓分、其外村方迄拾両計貰ひ申請候、為念扣置申候、

覚

一、戌年閏田村こうりよく申請候所、石等（穀）高直之時、大麦沓石式斗・小麦沓斗、村方役元へ寄置、私へ御渡し被下候、其後茂段々閏田村ハ大おん之有村、且那場ト申てもそまつニ致間敷候、家作致候節も金子沓分・諸米（米カ）九本立木ニ而申請候、為念扣置申候、

御願書差上候覚

一、天明五年巳七月廿日、御堀近辺御そうじ被仰付候、改而相勤申候、大町組ハ遠方ゆへ、出川役元へ渡し置申候、そうじ・そうぶしん共ニ相渡し置申候、

覚

一、天明八年申七月廿六日夜八ツ時頃、松本出川ニ而盜賊御用ニ付、衆助・又四郎兩人ニ而出勤致、則出みせ之前ニ而田之中道ヲ東ニ向ケて衆助參、又四郎北へわかれ、則つかま村道ヲ東ヲ向て參、北ハ川原、南ハ柳原、至而夜ふけなれハ地之利不わから、此時柳原之中ニ盜賊式人、川原ニ沓人、都合三人、此者共、我等ハ先ニ參忍居而、道筋通りすごさし、其者共あと行候心之所、沓人川原ニ残居候人ニ、又四郎相（挨拶）致、右之者あき人ト申候得ハ、則又四郎あき人成ハ尚用事有、最早夜八ツ時ニ此川原行人あき人とわ不心得ト申早、右之者手向ヲ致、又四郎心へかくご而、此者ト仕合、其時外兩人柳原之かげと罷出、両方よしん（刃）而打こみく相たさかう、しばらくたゝかへハ、其内ニかの者共にけ出し行、此時又四郎四ヶ所きづをおう、然共、御用先成ハ、其由御届申、御上様御りやうじ被下、早速きづいへ申候、御上様御りやうし葉代、御勘定被置為下難有仕合奉致右之段あらく印置申候、

此節御いしや方都合七人

御見者 三人

大名主 倉品七郎左右衛門様

筆役 老人

其外小者 三人

都合七人、御見分之時(存)小細ハ出川ニ本書有、

盜賊名前	大坂	藤吉
	上州きりう	又平
	上州高崎	与四郎

覚

右折紙組頭箱ニ有

一、脇差

老腰

但、小刀・小柄共(平出)

右ハ、当月十六日、從 御役所様厚以思召、先年盜賊たいし

致怪俄候大町村手下又四郎江為取候旨被 仰渡、則今日相渡し

候間、難有可奉頂戴候、以上、

出川

彦太夫

寛政三亥年二月廿日

覚

一、寛政二年戌十二月日、大町大庄屋坂井忠兵衛様・栗林七郎兵衛

様御じひヲ以、大町組惣かうりよく申請候、両度火さい(マ)渋難ニ而

家作不致候ニ付、惣こうりよく被仰付候、此節金高拾老兩三分四

匁相あつまり申候、役元借用勘定致し引残而四兩貳分之田地質物

御出し被下候、又四郎身ニ取て大高おんニ御座候、未々迄此事わ

すれ申間敷候、以上、

此年

又四郎三十七才

覚

一、寛政六年寅正月廿六日ニ、初右家作ニ付、はしら野口村庄屋様

御世話ニ而、つが角式間物四拾本、代金九拾四匁老分老り、大下

直ニ而被下候、又つが御用木やね板數百束、代金貳兩貳分御拝借

申請取申候、扱又、上木靈松様御森ニ而立木拾本被下、手前ニ而

そま入切取申候、関田村ニ而松木九本立木ニ而申請候、当町兩庄

屋佐五右衛門様・次郎右衛門様ニ而立木拾本申請、そま入切取申

候、其外ぬき・たる木、桐久保村ヲ買入申候、此節大工江戸物市

右衛門ト申者立申候、又四郎行年四十歳ニ而家作じうしゆ致申候、

以上、

金子遣高四拾兩余り

覚

一、(先)千年ヲ有来り候御牢、火事ニ而やけをち申候而、不立罷有候、

寛政六年(五カ)寅御願書差上、よく寅年拙者へ被仰付、世話致廿兩余

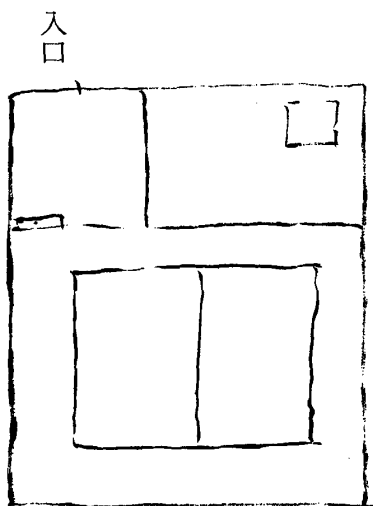
りニ而出来仕候、此節世話役浅野次郎右衛門様、金子大庄屋様兩

所ヲ出申候、為念扣置、

寛政六年とら二月日

大工市右衛門

(挿入紙)



三間五間

覚

一、寛政四^{〔子カ〕}年、役取上ニ相成、又よく春帰役致、此節御領内中同
役連酒^{〔署〕}ニ而、子ノ三月六日ニ、松本名酒竹葉式樽申請候、右伝馬
ニ而参、

右御祝義

甚兵衛殿

孫七殿

又左右衛門殿

又七殿

茂平次殿

源左右衛門殿

茂平殿

小平次殿

庄蔵殿

仁之右衛門殿

善次^{〔之〕}丞殿

勘之助殿

喜太郎殿

八三郎殿

文四郎殿

ノ拾五人

連酒^{〔署〕}

覚

一、寛政五年丑五月十六日、出川彦太夫殿先ぞ式百年起^{〔千脱〕}・百五年起^{〔百脱〕}
・百年起^{〔百脱〕}等相勤、御領分年寄・組頭ふる舞御座候而、罷越申候、
右ハ此時料老分九十文ツ、ノ高老貫四百八十八文かゝる、

又四郎扣

覚

一、寛政八年辰二月、松本御預り所和田町村^{〔子カ〕}所送り・寺送り共ニ
持参致、又四郎借屋宗門ニ入申候、当所西岸寺旦那ニ成、寺へ目
見へ致申候、宗門帳面ニ書加へ申候節、村中寄、又四郎、右定五
郎当村宗門ニ入、相釈致^{〔挨拶〕}、申渡し候、以上、

辰二月十五日

扣

覚

一、寛政十一年未八月十日、右借屋定五郎事、御殿様御婚礼ニ付、
定五郎足入御晚^{〔免〕}被仰出、島立町組頭権七・新村組合せハ役定四郎
兩人、定五郎むかいとして、拙者宅迄罷越申候、十一日ニ定五郎
親子兩人同道ニ而、松本へ差遣し申候、左^{〔右〕}之通り扣置申候、以上、

覚

一、寛政十一年未二月、当村小十家内割り申候、此節之小十、出川
権八^{〔子カ〕}と養子ニ来ル、妻女御預り所田沢村助四郎方と縁付参申候、
以上、

覚

一、寛政十二年申年二月八日、大町村又四郎方ニ預り置組頭箱之内、
壬子^{〔子カ〕}取納置申候書付都合三拾五通有之申候、此通り出川頭元へ
申進セ候、此事一日市場村小平次役かわりニ付、右預ケ置書付分^{〔総〕}
失ニ付、彦太夫殿^{〔大数カ〕}内々書付有ハ、たいすう又四郎へたつねらレ
申候、如斯ニ申入候、以上、

覚

一、享和元年辛酉年弾誓寺回向十二日^{〔子カ〕}と十七日迄、此節操り芝居共
大小屋三つ、此外見世物有り、就夫、為御礼、

鳥目三拾疋
蕎麦粉壹袋

又四郎へ

鳥目貳拾疋
蕎麦粉壹袋

彦三郎へ

鳥目拾疋
蕎麦粉一袋

小重郎へ

右同断

喜 七へ

右同断

喜 十へ

右之通、以御使僧申請候、尤翌日和尚軒別ニ御礼ニ御出被成候、
酉ノ三月廿一日

覚

一、享和二年戌二月廿二日、松本御屋敷之者御仕置、以上七人不残
御囚人

高札之文

こくもん

甚之丞

同

藤 吾

同

大三郎

此者共賄所金子盗取ニ付、如斯行ふ者也、

同

幾四郎

酒造蔵

膳太夫

およし

覚

一、享和三年亥八月、大町組小谷五人衆中之惣代ト而、組頭役者人
被參、此度小谷郷中何か共ニぶつそりニ付、当村五人之内ニ菅人
引取、張番相勤候様御頼ト而被仰付、翌三月出張可致ト相定め遣
し申候、居所ハ越後海道つばくら岩ト申所御座候、ふち方ト而、

〔後筆〕
一、上田壹反貳セ拾四分（歩） 此分粃壹石六斗貳升七勺

〔後筆〕
文政五年午ノ十二月十三日

六十八才ノ年 又四郎

下作七俵半ニ預ケ置所

右之地所、安永三年午ノ三月、代金七兩貳分ニ売渡し置申候所、
当文政五年午ノ十二月、常光寺村庄屋弥市右衛門殿元金七兩
貳分ニ而受かへし申候、左之通り、又四郎扣置、

〔半丁空白〕

覚

一、享和三年亥十月三日夜、御差紙ニ而松本出川役元へ罷出趣、当
時博多き御吟味御座候所ニ、博多き致候ニ付、又四郎五拾日手か
ね戸ノ、喜十宿致ニ付同様五十日戸ノ御しかり被仰付候、十一月
廿五日戸ノ取払御免御座候、此節又四郎組頭役御取はなし、悴安
次郎見習役之事被仰付候、又四郎五十才ニ而役筋引申候、 扣

覚

一、享和四年子正月廿五日、大町組野口村ニ而しんじゆ御座候、女
ハ久保村仏道ト申山伏し之女房、男ハ中村徳三郎ト申者ニ而、兩
人共ニ死、御届ケ之上、松本ト御役人中三人御越被成、同月廿七
日御見分御座候、兩人共ニ死がい取すて被仰付候、御役人中三人、
同廿九日松本へ御引取被遊候、為念扣

覚

一、享和四年子正月廿六日、大町組山中三夜共至而かせき不法之致
方等有之、在々役人中ト付ト、けニ付、三夜共不残召寄吟味致、
其上急度申付、名前人数十五人書付ヲ取相齊置申候、此節木伝若
ト申者捕十五人之者へ差ゆるし罷かへす、右之通り御座候、以上、

扣

覚

一、享和四年子ノ二月四日、又四郎家内借屋宗門定五郎帰参願相叶、当所ノ新村役人江宗門送り被遣候、右定五郎、寛政六年寅ノ春御上様^(追放)御ついほ出入十一年めニ御免、其内十年大町ニ居住仕候、帰参^り四年前ニ足入御免、其節定五郎新村参、新村ニ而病死致、男子貞次郎大町ニ而病死仕候、女子すみ、定五郎大町居住之せつ、当村喜十妻ニ又四郎^り差遣し申候、扱又、帰参送り願ニ新村^り組合又十、島立町^り世話役権六・徳二郎、右三人二月四日参、送り宗門申請、同月五日出川寄合之間ニ合申候様ニ、四日夜中新村へ罷かへる、此時徳二郎、名嘉八ト改申候、

享和四年子二月四日

大町村

□□又四郎孝道

扣

覚

一、彦八田下り五日町茂七殿江七両式分ニ入置、当村たて之内又蔵ト申者之所ニ御座候、右金七両式分相調候節ハ無心申、もらいかへされ申候間、右之通り、承知可致候、

文化二五年^(記)印置、

又四郎扣

一、^(後筆)文政五年午ノ十二月受取申候、

覚

一、上田壱反式畝^(歩)分 此分^(歩)粗壱石五斗六升九合 御役地ニ而払ずて、右之地所南原村伝右衛門殿方江金五両式分之質入ニ致置申候、右ハ五日町房右衛門殿せハニ而遣し置申候、^(後筆)「済」

文化二年乙丑二月改置申候、

又四郎扣

一、^(後筆)御上様^り被下、取かへし申候、

覚

一、上畑田五畝^(歩)分 役地^(分)文粗三斗八升九合 此地所房右衛門殿せわニ而五日町衆右衛門殿へ金壱両三分ニ質入置申候、^(後筆)「済」

一、^(後筆)取かへし請取申候、

文化二年乙丑二月改置申候、

又四郎扣

覚

一、白山様宮そば上田角内畑半分入そい田地之^(分)文粗五升ト而金四両借置申候、此地所八日町佐五右衛門様御せハニ而村助方御座候、

又四郎扣

同年二月^(記)印置、

一、^(後筆)取かへし請取申候、

覚

一、東うら中畑壱反八畝拾四分、此地所伝六殿方ニ金式両式分ニ質物ニ入置、安永年中^(記)今以其ま御座候、

文化二年乙丑二月書印置申候、

又四郎扣

一、^(後筆)取かへし請取申候、

覚

一、文化三^(丙)寅年九月廿九日、大町組高根新切村辰五郎、諸用有之大町へ罷出、其夜四ツ半時帰宅致候道ニ而、御堀村石橋之辺^(論)りニ而、高見町武右衛門ト口輪^(論)ニ及、其上怪俄致、ふかで二ヶ所、左之高うで、右之ほうぼね打くだかれ、ぎぜつ致罷有内、所持致候

金子五両壹分〔紛〕分失致ス、其上辰五郎からだ〔喧嘩〕劍吶之場所〔喧嘩〕を二丁計外へ持行、何者か帶ヲとき、はだをさがし金子〔脱〕ばい取申候、右之次第新切村万太郎〔喧嘩〕と拙者方迄願出申候ニ付、大町村庄屋〔喧嘩〕和右衛門殿〔喧嘩〕兩所江御と〔喧嘩〕け申、劍吶相手高見町武右衛門事申達し、十月廿四日早朝、又四郎松本出川江願出申候ニ付、大町役元〔喧嘩〕と差図ヲ以、五日町房右衛門殿、廿四日夜八ッ時ニ出川迄追かけ被參、右之趣くわしく申御願之所、しばらく差留、房右衛門大町へ罷かへり申候、又々役人衆中〔喧嘩〕諷口之上、同廿七日夜八ッ時、又々房右衛門出川へ来ル、此節分失之金子一切相不分、房右衛門殿大町へもとる、又四郎婦宅致、大町役人衆中と度々かけ合、ついニ怪俄人江葉代ト而金子三兩役元〔喧嘩〕と請取、辰五郎へ相渡し、惣方共ニ又四郎内齊取扱、十一月廿七日ニ相齊〔喧嘩〕し申候、辰五郎親類近辺組合よび寄、書付ヲ取、金子相渡し申候、以上、

文化三丙年
十一月十七日

高根新切村 本人

辰五郎

同所

悴

万太郎

又四郎扣

小十殿、伝馬ニ十一月十日松本へ參、彦三郎殿、同月十五日松本へ參、此せつ、五日町房右衛門殿丁内せ話役、中町組頭甚右衛門殿役目取上ニ成、

覚

寅九月十九日

一、金壹兩

野口村

長五郎殿ヲ請取申候

一、同同日

同村

弥三郎殿ヲ請取申候

一、八月貳朱、九月殘〔齊〕朱
一、金壹分貳朱

同村

吉之丞殿ヲ請取申候

一、九月
金壹兩貳分

一、八月下旬
金壹兩貳朱

一、金壹兩壹分

一、金五兩貳分

内壹分

残有金五兩壹分

右之通り、相違無御座候、

大笹村兵三郎殿ニ九月廿九日かし

新切村
半九郎殿ヲ請取申候

小松尾村
ほうり殿ヲ請取申候

所持致ス分

十月廿二日改

新切村
辰五郎

又四郎扣置

覚

一、十一月廿日ニ房右衛門殿・又四郎出川へ參、弥々内齊相極り、惣方立合ニ而金子請取渡し之せつ

大町 房右衛門

柏原村

竹

蔵

新切村

万太郎

同 又四郎

新田村

市

蔵

林中村

市兵衛

出川 仙 蔵

同 定次郎

右之通り、人数立合受書差上印形致シ、

同 源 蔵

相齊申候、

出川頭 民左右衛門殿

返礼之覚

柏原村

竹 蔵

新田村

市 蔵

細がや村

由太郎

林中村

市兵衛

蓮酒ニ而

一、酒壹樽

十一月廿三日惣方相齊(齊)

曾根原村 三次郎
野口原村 平左右衛門
北原村 万吉
高根村 三之助
新切村 万太郎

大町村 又四郎殿

覚

一、文化四年卯七月廿日、塩島新田村之(方)万中谷原ト申候所ニ而、舟のり商売之者三人ニ而(塩)劔花ヲ仕出し、大坂出生権八ト申者手おい死す、丹州浅野郡生野銀山領幸次郎、右権八ヲころす、越後新方(本)木町出生庄蔵、権八かいほう致罷有、右幸次郎・庄蔵共ニ入ろう致、辰二月廿六日朝、打首被仰付、此せつ喜十刀取致シ、首尾よく相勤申候、庄蔵追払ニ相成申候、
文化五辰二月廿六日

大町 又四郎扣

覚

一、文化五年辰二月、北原村天正院林番万吉事、御預り所和田町村送りニ而、御宗門ニ入、元林番ニ而引越之様子ニ而、家内四人大町村御宗門ニ入申候、辰二月改置、

大町村 又四郎扣

力共之地所迄不残かへり
申候、
下村 助
上三 六
外七人

覚

一、文化五年辰二月廿七日、大町庄屋元ニ而役地之分質入之地所、無心致、もらい受申候様ニ被仰付候所、六ツかしく相成、様々もめ、御役所様ニ而地所預主之分御よび出し御座候而、無相違相渡スべく之よし被仰付、印判致罷かへり、文化七年十二月、役元と我等方へ申渡し有之、文化八年未春と村方共ニ手作致申候様ニ、御世話之所へ、大町組切久保村庄屋与一右衛門殿・同組同四ヶ条飯田村庄屋定之丞殿・同組千見村庄屋角兵衛殿、右三人之御世話ゆへ、五千石中村々役人一切ニ而御願被下、右之通り田畑共ニ申受候、為念書(留)富置申候、
文化八年未二月

大町村 又四郎
又四郎 四十七才

大庄屋 栗林弥右衛門様
横沢仁兵衛様

中町 庄屋 覚左右衛門様
同 和右衛門様

覚

「親又四郎年亥ノ五十四才」
(後筆)

一、文化五年辰十一月廿一日、茂四郎こん礼之節、大町旦那中御合力為下被置候、五日町ニ而金貳分申受、あら町ニ而金壹分、本町ニ而錢拾貫文、其外酒屋ニ而曾根原庄左右衛門様酒壹斗、栗林五郎右衛門様酒壹斗、合木覚左右衛門様酒壹斗、浅野次郎右衛門様酒壹斗、麻屋佐津右衛門様酒壹斗、かく屋仲七様酒三升、其外高見町・南原村ニ而白米貳斗・錢五百文、九日町庄屋和右衛門殿貳斗升、ぬの屋氏兵衛様きし壹羽、左之通り申受候、
文化五年辰十一月廿一日

一、粗二俵 丸山市郎兵衛様其外村中

一、金巻分 松崎 高橋佐兵衛様

一、白米貳斗 町分 三ヶ村中

一、春木貳間 町分高根中

左右之通り、御合力申請候、永代御かうおん之事ニ御座候、此せつ
ミやうじかいめい致申候、

□□□茂四郎

十九才

ふきかへぶしん

一、文化六年己巳十月、御ろうふしん被仰付、世話致候、

一、屋根板廿三束 一、五分板二つぼ 一、ぬ木二本

一、せき板十八間 一、こすな廿四本 一、石持五十本

一、針代三百文 一、しぶすみ代貳百文

一、大工十二日 一、人足廿四人

ふち方七分、作料巻分ニ付十日、但シかへぶしんまで

此せつ入用

世話人 又四郎

惣々金巻兩貳朱・錢七百文也、

御ろう世話大庄屋付

大庄屋役

栗林弥右衛門様

西沢仁兵衛様

己巳十月廿八日

覚

茂四郎廿才

一、文化六年己巳十二月四日、出川頭元御皮役寄合之せつ、茂四郎へ
年寄役・組頭役共ニ被仰付相勤申候、此せつ細がや村助八世話役
申被付相勤申候、当村右村惣代ニ喜十出川迄御礼ニ十二月廿日ニ
参申候、左右之通り扣置、

己巳十二月廿日

一、挿入紙 覚

一、巻貫百八拾文

覚

又四郎五十五才

一、文化九年己巳の申七月十六日、大町中之一宿屋・庄屋元右又四郎へ御頼之由ニ而、右一宿屋てい主与市ト申者、新田組小屋物者セ

ハ致置申候所、下ノ力キ円蔵所ニ而、原村七兵衛子勝五郎・作兵衛子太吉・高見町万助子要左衛門・五日町りき村助子之久三郎、

以上四人ニ而、与市ヲ打申候、此せつ又四郎役元江願出、御訳義

之ほど御願申候、役元ニ而茂すて置ニ不成、せんぎ之上、役人中

相訳談之上、西岸寺様御頼申、しだん之事ニ御座候へハ、又四郎御

扱ニ被成、相手方右金貳分分・錢三貫六百五十文、かうやく代被

遣申候、右与市へ当村中小屋者不残よびよせ、同せきニ而、右之

通り申渡し、右之錢与一へ相渡し申候、左右之通り、相違無御座候、

七月廿二日

大町

大町村

又四郎扣

大町

庄屋 覚左右衛門様
和右衛門様

覚

一、文化十酉三月十二日と十八日迄、回向御座候、此節かるわざ見

せ物其外大小屋・茶屋迄小屋かす三拾八軒、事之外大集ニ御座候、

前後首尾よく村中相勤申候、此時寺右御礼ト而、

〔鳥目五拾疋 又四郎
茶老斤〕

〔鳥目五拾疋 彦三郎
茶老斤〕

(鳥目三十疋 当村 喜十
 茶半斤
 (鳥目三十疋 同 半之丞
 茶半斤 同 小十
 茶半斤
 左之通り、御礼御座候、

酉三月廿四日

又四郎扣

覚

一、文化十癸酉十一月、念仏くようかうしん法恩之つか三本立る、
 但シ法恩のつかハ、宝曆九年卯九月立申候得共、畑之中ニ有ルヲ、
 左之所へ引申候、かいげん十一月十五日、大町村西岸寺和尚御出
 被成候、石屋高遠御領ふじ沢清吉、
 文化十癸酉十一月十五日

覚

- 一、文化十年酉十月、御ろうふしんやねかへ其外入用
- 一、四貫文 人足代廿人請取
- 一、金貳分・六匁九分 金具代かじ屋へ渡ス
- 一、やね板廿五わ 壹分ニ付十六わ 六日町市太郎へ渡ス
- 一、八匁八分 大工作料ふち方四日分
- 一、百廿四文 石持代 一、六百元 しづめニツ
 かなぐ・やね板之外
- 一、三分・七百五十四文御請取申候、
 酉十二月廿九日

世話役

又四郎扣

中町 合木覚左右衛門様
 庄屋 同役和右衛門様
 大庄屋 大町 栗林弥右衛門様
 横沢仁兵衛様

覚

又次

一、文化十三年子ノ九月、御ろうふしん、やね板廿五束、石持壹わ、
 人足七人、人足老人ニ付日用ふち方共ニ老人分貳百文つゝ、七人
 分壹貫四百文御請取申候、右之通り御座候、
 九月廿七日

大庄屋 栗林弥右衛門様 庄屋 覚左右衛門様
 同 横沢仁兵衛様 同 和右衛門様

覚

一、文化十四丁丑年小屋物共、高瀬北ハ川北ト申、此川北八人之
 者共、新田迄ハ遠方之所、何ヲ茂小屋頭下右兩人竹蔵取扱よろしか
 らすニ付、又四郎松本出川迄願出、八人之者、五月・秋両度共ニ
 新田迄見舞ト相勤、甚めいわく致候所、此末惣代ト而、二人ツ、
 相勤申候様ニ相定申候、此事永代ニ御座候間、かろき事ニ無御座候、
 川北小屋者人へつ

北原村 万吉
 新切村 万太郎
 同 亀蔵
 閨田村 三之助
 曾根原 三太郎
 北山村 霧松
 池田組 弥野吉
 松川組 弥助

左之通り相済申候、

丑八月日

差上申口上之覚

一、文政二年卯二月十六日、池田組正科村房右衛門殿方ニ悦義有之、此せつ柿之木村小屋弥助参、御悦義被下度願候所、相訳もなく無躰ニうたれ、疵ヲ受候所、一本木村場主友次郎出川へうつたへ出申候ニ付、役元ニ取扱被仰付、大町村又次・池田町村小助・松川板取村新太郎、右三人立合、房右衛門殿へ相訳ニ及、かう葉代ト而金子壹分受取、小屋者共へ案ど為致、内済取計、以後小屋者不埒無之様、急度申付、左之通り書ヲ取、相済申候、念之ため扣置申候、

文政二年卯二月

大町村	又次郎様	新田町	仙蔵
池田町村	小助様	同所	十吉
板取村	新太郎様	同	念蔵
池田見村	甚右衛門様	池田町林中	靄松
池田町村	又三郎様	同	弥野吉
		閏田村	三之助
		本人	柿之木村 弥助

覚

一、文政四辛巳八月廿一日、大町村之大社若一王子大権現之御神前江、家内安全為之卷尺三寸之鉄輪太鼓一ツ奉献催、此せつ神主始せ話役伊八殿其外社内中立合、はい殿ニ而御ミき・吸物等御ちそう御座候而、其上神主御きとう有而、太鼓打始御座候、□□又四郎之家安全之所、晦朝いのる之御事わり御座候、此せつ之神主今井藏人中原ノ包政ノ時

願主

大町村 □□又四郎孝道(花押)

行年六十七才

□□又次郎

三十式才

覚

一、文政三年辰八月、新田組小屋者共、四ヶ条・小谷へ参、不埒有之候ニ付、四ヶ条・小谷之かせぎ年内三度ニ相定メ置候所、甚難渋ニ付、小屋者共出川宿迄願出候ニ付、宿ノ次助奥印致し、向後不埒致間敷旨申渡し、同年ノ二月十三日ニ小屋頭千歳書付持参致シ、伝馬兩人召連参、ひろう有て、先年之通りかせぎ御晚被下候、大町五人打より申渡し書付受取、相済遣し申候、左之通りニ致申候、

文政五年壬午ノ二月

新田組小屋頭	仙蔵
世話役	次郎助同
出川宿	助判

大町 又次殿

同 勘六殿

覚

一、文政五年午十二月十三日、五拾年先ノ午年売払申候田地、常光寺村庄屋弥市右衛門殿方ニ而買取申候、右之通り、金七両貳分ニ而受取申候、又四郎年六拾八才之時受取、惣而田池不残又四郎受も

どし、茂四郎へ渡ス、右之趣、あらく印置、
文政七年申ノ正月吉日

又四郎扣

覚

一、文政六年未ノ三月十二日方御領分之者共、出川頭彦太夫殿ヲ相
手取、出人ヲ始、何とぞ出川しはいをのがれ度由、願出申候、東々
之者共、折々御役所へ出申候、一切諸役ぬけ度事を願、大町計此
事ニぬけ申候、

(二丁空白)

両花花ひん共ニ
六日町せと市上ル

覚

一、文政七年甲申ノ三月十二日方十八日迄、回向有之、此時小間物
見せ小屋七拾式、見せ物のぞぎ・用弓共ニ大小屋十四、此内り
やり茶屋一ツ御座候、扱又、此せつ下村五人ニ而如来前へ蓮花両
花ニ而差上申候、上段二間どこニ両花一本木村親方上ル、薬師
様へ木舟村庄屋よりつ花上ル、前しよくの両花大塩村弥藏殿方上
ル、其外前のつな木綿かな麻共ニ勘定メ百六拾反上ル、かざり物
九日町中大墨天又太鼓ニにわ鳥たはこニ而仕立、
此せつ寺方御礼ニ

一、青銅五拾疋 又 次江

茶壺斧

兩人へ

一、老貫式百文 見せ物中

ヲ入

(竹のや次兵衛殿
五日町藤四郎殿)

一、五拾疋・茶壺斧 彦三

一、三拾疋・茶同断 喜十

一、三十疋・茶同断 才次

一、三十疋・茶同断 小十

三月廿日左之通り扣置、

一、文政八年乙酉正月十七日弔、親又四郎相果申候付、親方様方御内
志有之候付、弔之義付、新田組組頭仙蔵方へ、正月七日夜松本へ
参り候万太郎・七藏持テ相頼ミ、久藏・銭蔵・寅吉右三人参申候、
寅吉大酒ニ付、かれこれ申むつかしく相成り候所、仙蔵申ニまけ
せ相済申候、

又治扣

一、文政八年酉四月三日、御上様御百年御悦義ニ付、御領分一同献
上物おふね一ツはい有之候、右御悦義ニ付御領分一同御酒被下、
猶私共迄九日町庄屋浅野次郎右衛門様・同町つたや勘兵衛様・組
頭か、や治郎左衛門様、右三人之方方御酒三升下シ被置、村中打
寄、白山大権現之にわニ而御酒ひらき申候、年ばん喜十之年、九
日町十二屋迄、才次郎右酒持参り申候、

又扣

文政八年乙酉十月廿五日

御牢御ふしん被仰付、腰板・関板共ニ取かへ申候、并ニ屋根ふきか
へ、屋根板式拾五把・関板八間・小つな二十六本・引板六つぼ・ぬ
き拾六間・大平壺把半ン・石持壺把・三寸五分ト壺把・三寸壺把・
敷板三把・三百文しぶか、り、メ式拾七匁五分、外ニ八百文、屋根
ふきちん壺貫八百文、人足料・大工持持作料式拾七匁五分、諸か、
りメ七拾七匁分ト四貫百六十式文也、メ為金式兩式朱ト四匁五分、
外ニ私せわちん庄屋本方金壺分下被置、てうたい仕候、以上、

大工たて乃内村長田治郎左衛門殿・木本野口村芝屋北右衛門殿・屋根屋五日町磯八殿・同町市五郎殿
 大庄屋中町栗林五郎右衛門様・野口村西沢九之丞様・庄屋浅野治郎右衛門様・鳶屋勘兵衛様・組頭九日町麻屋与兵衛様・中町賀久屋治郎左衛門様・十七屋庄助様・八日町葺屋三右衛門様・牢番又治郎扣申置候、

文政八乙酉十二月、此年世間一流不作ゆへ、村々不作高札達申候、

一、大町組四ヶ城佐野村・沢渡村、右両村騒動差発り、酉十二月十五日明六ツ時、しほ島新田村へ、右両村人数三十人計参り、酒屋武右衛門、此酒蔵大町村八日町平林佐五右衛門殿へかし置申候酒屋ヲ、五尺五本さんくニつふし申候、同村油屋新兵衛ト申者、少々酒作り申候酒屋ニ而御座候、是ヲつふし、十五日四ツ半時右飯田村・飯盛両〔村脱カ〕ニ而五ヶ所ヲつふし、其右道々所々数多少々ツ、わ当り申候所へかぞしれず、其より村木崎村常蔵ト申小賃をも取売買いたし候者つふし申候、其より大町村へ暮六ツ時参り、新町茶屋弥兵衛ト申穀屋ヲつふす、同町三河屋茂七ト申穀屋を〔つ脱カ〕ふし申候、其より同町麻屋、此節組頭相勤メル、酒喰等取くらしい、其より九日町茶屋権次郎ト申者、是ハ麻師、是ヲつふし、其より同町穀屋半五郎ト申荷問屋ヲつふす、其より浅野治郎右衛門、此節庄屋・麻問屋兼而相勤メ申候、酒蔵共ニつふす、其より十二屋弥助ト申麻師つふす、其より中町橋本屋文蔵ト申荷問屋ヲつふす申候、其より同町賀渡屋重右衛門ト申荷問屋、是も麻師、土蔵四ヶ所つふし申候、其より中町米屋半兵衛ト申賃屋つふす、其より同町栗林七郎兵衛ト申酒屋ヲつふす、其より栗林五郎右衛門ト申大庄屋ヲつふす申候、其より八日町平林甚左衛門ト申ハ、四ヶ条細野山ニ而いおふを取申候いしゆニ而つふし申候、其外町内少々ツ、ハ

家別之様ニ当り申候所数知ず、其夜四ツ半頃より大町罷出、松崎村ヲさして参り、松さき村高橋佐五兵衛ト申ハ酒屋ニ而、年々小谷・四ヶ条へハうゑしきすくいと多分出置候間、右騒動之者共、是ハ殿様・命之親様ト申、当り不申候、大道らんかん橋ニ而、家来共人数多ニ而、酒・めし・わらじ等持出、佐五兵衛・平兵衛親子ニ而、右之人数ふるまいを致候所、是ヲ取くらしい、其より南へ向けて参り、宮本村庄屋、是ハ先年千国しほ島新田山くじあつかへ被仰付候所、右栗林五郎右衛門同様あつかへよろしからず候いしゆニ而、さんくニつふし申候、其より池田町六間・松川組三間・保高組十五間・長尾組七間、其外所々村々組々騒動有之候所数知レ不申候、同月十七日、小谷ニ而騒動、田原主馬右衛門・大田所左衛門・小土山村惣左衛門・宇中尾村ノ酒屋、是日堂ノ伝蔵ノ出店なり、同日堂伝蔵・宮本村丈助・石原五右衛門・堂田直右衛門、小谷〔ハカ〕九けんつふし、右之人数、大町向ヶ参り申候、一同いたし参候所、千国御関所御留被成候、前代未聞騒動也、明〔イマ〕ンハ十二月十九日夜、小谷より大町へ止事不得移参り申由、注進小谷より有之、大町御陣屋ニ而こんらんいたし、かため之やうい仕り、大町組木崎村三間橋ニ而陣取、大町組中南ハ宮本、東山中不残、北森村迄、西ハ野口村丈久保迄相集り、陣取之備ヲ達而、木崎村参ル、一陣ハ栗林五郎右衛門様人足三百余人、二陣ハ庄屋勘兵衛様人足三百余人、三陣ハ庄屋治郎右衛門様人足三百余人、四陣ハ組頭〔かしら〕、五陣組頭、六陣組頭、七陣組頭、八陣ハ長百往〔姓〕、〔ハカ〕十二三陣も達而、何も人足三百余人備ヲかため、私共ハ二陣勘兵衛様ニ付みなく、目つふし用意、石ばい小袋ニ入持之、又人足目印黒綿かむり、上に白手拭ニ而鉢巻をいたし、白刃鎧又ハ竹鎧・六尺棒てんぐに其外多物・刃物たすさへ、三間橋へ付キ、

所々ニ松葉・春木を持テ、かゝり火たき相待候得共、千国村御関所ニ而留り参り不申候、其より明七ツ時大町御陣屋へ引取申候、段々松本より御奉行・御物頭様、此時大町村御陣屋ニハ御上納御取建御代官様中村弥平左衛門様御出張り、又々御手代方々上下六百八十人馬上ニ而、十九日夜九ツ時迄ニ御至来、右御出役様御吟味、上段ニ手金なわ付者、四ヶ条より御引出有之候、大町新町与助・五日町義右衛門・同町弥左衛門杯御引出有之、所々組々村々手金なわ付、正月迄而ニ入牢物百拾六拾九人有之候、右騒動ニ付、長尾組堀金村長吏弥惣次・武右衛門式人、御手入出川へ被仰付、出川吟味所足かせニ而、其組より老人ツ、差添きんはん仕候、猶又、大町村下村へ大庄屋栗林五郎右衛門様より御手当ト為金百疋、組頭又治御渡シ、右村五人ニ而てうたい仕候、後日為覚、

文政十亥年四月朔日

一、一宿屋普請之儀、当町役元へ願出候処、当四月建替普請出来、当町世話人磯八入用等并ニ諸道具共請込、但シ道具ハ同人古家を相用入申候事、

大庄屋

大町

栗林五郎右衛門様

大町組野口村

西沢九之丞様

庄屋

浅野治郎右衛門様

同苗勘 兵衛様

組頭

九日野村

浅屋

与兵衛様

中町

加九屋

治郎左衛門様

同町

十七屋

庄屋 助様

八日町

寿丸屋

三右衛門様

大工六日町

太兵衛

外ニ老人

又治郎扣

年三拾八才

一宿家

藤吉

右之通、書記し置もの也、

三町拾貳分

拾八分

せぎ下煙草畑田

せぎ下小畑田

此内代金貳分ニ南はし八日町す丸屋へ売り渡ス、

一、切久保村嶽狩山金昆羅大権現江太鼓尺貳寸寄進仕候、

濃州羽栗郡松本村

願主 正本院

右者又治郎持参、切久保村庄屋長右衛門殿へ渡し置、

文政十亥年七月朔日

又治郎扣置

一、大町村南原六角堂觀世音江長サ五尺ニ式尺之大燈籠ニツ、右同人正本院寄進有之、

文政十丁亥七月十日、祭礼之節献之、

上田壱反式畝式(歩)

分粃石五斗六升九合

角内畑田
上畑田五町分(歩)

分粃三斗八升九合

東うら
中畑田壱反八畝十四分(歩)

分粃

一、文政十丁亥年七月廿四日、白山大権現御普請有之、右ハ御本社

拜殿出来仕候、拜殿九尺式間、御本社さや之分六尺六尺、御本社

古社も惣方壱寸五分ツ、大キニ相成申候、白木代・釘代・酒代、

惣高ハ三両式朱ト壱貫式百四拾壱文相かゝり申候、内三分・五百

文大工作料、此せつ預り金茂四郎壱貫百文・才次郎式朱・喜十六

百文・佐十壱貫百文、ハ式朱ト式貫八百文御座候テ、此時御普請

相達申候、此外壱人分式拾六匁式分五りんと式百拾壱文ツ、出シ

申候、右ハ壱人分濃州美野(地)の国羽栗郡正本院ト申者きしん仕候、

右同人常燈金燈籠壱ツ寄進仕候、右大工ハ右松本法印之せわニ而、

武州神田之往人田口七五三藏清原政吉ト申大工御座候、

正本院

又 治

一、大燈籠三ツ

喜 十 奉納仕候、

佐 十

才次郎

一、戸帳

当村女蓮中(運)

百文一宿屋おみなきしん

文政十丁亥年九月十五日

一、当所彈誓寺觀音堂へ光方(弘法)大師御入仏有之候節、濃州羽栗郡松本

村不動山正本院大燈籠長サ五尺ニ式尺五寸、但しし、ニ牡丹絵付

奉納下ニかうほう大師ト書附、きしん仕候、せわ人王子伊八殿、

右之通、又治控置、

文政十二巳年九月廿九日つり始メ申候、

一、当村白山大権現幕出来申候、代錢之義、松本坊せわ致シ、朔日

・十五日・廿八日、右三日ニ參錢トして老人前三文ツ、毎日寄置、

代錢出来、菊柏紋所、五日町長之助殿相頼ミ、茂四郎・佐重兩人

参り手伝致、紋所出来仕候、幕仕立之義、女中打より仕立申候、

せわにん

正 本 坊

栗林五郎右衛門様・跡役栗林七郎右衛門様・此節御同役野口村横(西) 沢九之丞様なり、

一、文政十二巳年十二月廿九日夜九ツ時、風呂場ハ出火致、本家

見せ迄不残やけおち申候、御塚(縁カ)ハ居り申候喜右衛門ト申者子十三

才男子寺奉公致候者やけしに申候、此時所々(所々)ハ火事見舞多分相集

り申候、翌年二月十二日、御姥様御病死被遊、土蔵カハそうれい相

出シ申候、御縁家松本本町今井六右衛門様御出有之申候、白林貞

松大師(姉)行年六拾壱才 俗名おたけ殿ト申候、

新切村万太郎娘みね、野口村文藏養子健藏妻ニ遣候義付、四年以

前ハ野口村吉之丞殿取りかゝり、是迄かゝ分為差参候、親万太郎

手越致候義有之、事むつかしく相成り、林中村靄松・押沢村三次

郎・閨田村七藏罷出、御免被下度貞申候付、当村佐十殿取扱ニ而、

相済シ遣申候、新田町村セ話役茂右衛門・伝馬次郎七倅丹次郎、

二月十四日当村江参り申し候、

文政十三年庚年二月十二日之事ニ御座候、

一、閨田村宮番七藏・三之助共ニ、是迄宗門無之罷有候所、文政十

三年庚二月、佐久郡鶴山村ハ引越ト為、越後松崎村高橋平兵衛

様カ下書被下、村送り并ニ寺送り、役元(持)ハ待参仕、閨田村宮番宗

門ニ相成り、家内五人男式人女三人、宗門相定り申候事、

一、文政十三年^{庚寅}二月廿一日と廿二日迄、八日町大神宮御遷宮有之候所、右両日遊ひ申候、

町方飾り物色々御座候、

一、白拾反^大登り^輪壱本、大木吉野か細工いせ白子之桜壱本、平林前ニ御座候、但し、大のほり札之辻立ッ、外色々八日町きしん
一、五色吹ぬき式本、江戸前は組火けし屋敷、組し、は組札之辻御座候、 中町きしん

一、せうく^ひ大のほり式本、白大のほり壱本 九日町きしん
一、白大のほり壱本、八日町かと源之前ニ立、 八日町きしん
一、^細黄絁工御神馬壱疋新町きしん、組し、地藏堂前ニ小屋かけ、式人番人付置申候、

一、八日町今見せ^いいせ浅間万金丹見せを飾り申候、
一、八日町平林見せ^い古市ひせん屋といふ遊女屋ヲ飾り、にわニ酒屋大釜^{かま}之上ニ用水桶飾ル、

一、大燈籠ニきぬ^細工、には鳥・あさかを・ほたん色々之^細工有り、高橋平兵衛きしん

一、大燈籠 壱ッ 此時常燈六本 松さき村中

一、同 壱ッ 相立申候、 大町高見

一、同 壱ッ せしゆ書也、^扇とふニあり、 同所南原

一、同 壱ッ 門口^富返柱燈籠 大町中町わか印

一、同 壱ッ 八日町きしん 八日町わか印

一、同 同 百八燈 五日町きしん 九日町わか印

一、同 同 右ハ宮之内付ケ申候、 八日町わか印

此時、神屋寺^守り竹の屋利兵衛申者ニ御座候、

一、此年二月廿五日夜四ッ時、大沢寺風^扇すりうち出火致シ、一切不残しやう失峯^カかぞ七ッ、組し、きやう堂残ル、馬式疋やけしぬ、

寺^住住物不残、本尊様ハ不及申、かいさん諸仏・いはい不残やける、組し、くわこ帳出ル、下火之所式丁回向御座候、甚大火御座候、又

一、青銅五十疋、当村中^南南原六角堂開帳之せつ、きしん仕候、

文政十三年^{庚寅}三月十五日、又次郎持参仕候、

一、文政十三年^{庚寅}三月十六日と十八日迄、南原六角堂入仏開帳御座候せつ、飾り物燈籠多御座候、りつ花ニはい^{九日町麻屋与兵衛}同町穀屋半五郎

作花四はい町方男女老中、五色吹ぬき式本新町中、五色吹ぬき式本九日町中、五色吹ぬき式本五日町中、九尺ニ五間の大とうろう笠之へりニ^通と大文字式字有り、^細工いせや仁兵衛・茶屋三右衛門兩人之御^細工なり、中町御わき衆中、ほてい高笑ひ見せ物小屋壱ッ新町、きんけい鳥見せ物小屋壱ッ中町、火龍見せ物小屋壱ッ、小屋^三三ッ、千茶中町扇屋次郎兵衛、とうろう壱ッ松さき高橋氏、同壱ッ松さき村中、同壱ッ常光寺村中、さけ・とうろう縁^縁北南之スミ江式ッ町酒屋とうじ中、外ニ二ッ有り、其外色々飾り物数多御座候、あらくおほへ

せわばん南原大工嘉藤次・車屋久八・高見町平十・喜兵衛・差そ^{与七・藤七}友右衛門・藤次郎 外ニ堂にわせわ役町内わかき衆中金百疋 青粉壱ッ礼ト為南原佐五助持参

一、青銅四十疋 又次

一、青銅四十疋 勘六

一、青銅三十疋 儀助

一、青銅三十疋^{粉袋壱ッ村中} 佐十

一、青銅三十疋^{藤吉渡ス} 才次郎

天保四年己年秋作^立五月廿四日と七月廿二日迄大雨つゞき候ゆへ、不作之札村々ニ相達候、白米直段百文ニ付七合五勺相成り、米売

人無之、百往(姓)一同なんじう致、役元へ相とゞけ、中町伊藤重右衛門様、粃多分挽売被遊、町内ハ申ニ不及、なんじう者へ秋作取上迄かし米被成候、九日町十二屋弥助様ニ而粃多分挽売り被成候、役人中会合、大町村口々へ外村へハ米売出事相不成、番人ひる四人夜八人ツ、新町口右左口罷出申候、八月八日、松本御役所様を穀御改メ御役人御同心御兩人、当村庄屋・組頭差をい、町中穀持分御改メ有之、米直段黒米八斗ニ直段相定メ有之候、八日町伊勢屋忠之丞殿方ニ而挽売致、役元一朱之手かた願ひ売受申候、百式百ハもちろん、一朱外買り不申候事、

此時七月廿七日夜、大町組塩島新田村ニ人ころし有之候、

一、天保四(癸巳)年八月、田作不作致、御上納一とう三分引ニ相成り申候、又小谷・四ヶ条田作不納、誠ニ百往(姓)ハくぞとところヲほり、ゑじきに致申候、此年五穀至而高直御座候、

一、此年そとう之取きた、御上様江相きこへ、高見町要左衛門、北山中ニ而六人、四ヶ条飯田村ニ而六人、八十三人御召取ニ而入牢被付仰候、

一、御上様大町村へ御すくい粃子百俵・金拾五兩為下被置、私共へも為下被置、てうたい仕候、

大庄屋

大町組野口村西沢九之丞様

大町中町 栗林七郎右衛門様

庄屋 浅野次郎右衛門様

勘次兵衛様

甚左右衛門様

組頭

庄 助様

次郎兵衛様

一、金壹分 又五郎

一、金壹分 勘六

一、粃貳俵 才次郎

一、粃貳俵 小十

一、粃貳俵 喜十

茂兵衛様

九左衛門様

年寄拾人衆

一、喜十妻、夫長病ニ付、病中孝行ニ拵候付、御役人中を金貳朱、弥市母すミへ為下被置、難有てうたい仕候、すミ行年五十七才、
一、右拾俵之内、老俵又五郎八日参り、平林へ願ひ時かり仕、此内村助ケニ而、佐助殿へ五升遣申候、

残り九俵、私共納申候越粃ニ御座候ゆへ、小十方ニ而村中男老
人・女老人、二人ツ、打より、又々佐助殿へ、村中ニ而老斗五升
遣、組し、粃ニ而遣申候、挽屋致、墨米貳斗八升五合つ、斗引申
候、

墨米有高老石四斗貳升五合、外しいな老人前九升ツ、御座候、
挽屋十二月十一日

□□又次郎

三十三才

茂四郎

四十四才

此時茂四郎親子三人ニ而別居仕罷有申候、

一、天保四(癸巳)十二月、中町組かしら茂兵衛様取次ニ而、先達而四ヶ
条新田村ニ而人ころし之せつ、出役致シ候勘六・才次郎・儀助、
右三人之者へ 御上様を御手当トして、銀壹片為下被置、難有て
うたい仕候、

又次郎(和)置

信州安曇郡仁科大町

□□亦四郎

孝道

」